

外食産業原産地等表示対策事業（継続）

【平成19年度概算決定額 27（29）百万円】

対策のポイント

幅広い業種・業態の外食事業者による原産地表示に対する取組を促進します。

（外食産業の現状）

- ・ファミリーレストラン、寿司店等多種多様な業種・業態
- ・個人経営が総店舗数の4分の3を占め、法人形態であっても資本金1,000万円未満のものが4分の3を占めるなど、大半が中小・零細な事業者
- ・原材料の調達ルートが複雑・多岐

政策目標

外食事業全体の原産地表示への取組の底上げ

<内容>

平成17年7月に策定された「外食における原産地表示に関するガイドライン」の普及を促進するために、以下の事業を実施します。

1. パンフレット・マニュアルの作成

優良事例を用いて業種・業態等の実情に応じたパンフレット・マニュアルを作成します。

2. 指導・相談会の実施

外食事業者団体において表示の有識者を育成し、食品表示や法令遵守等の指導・相談会を実施します。

〔担当課：総合食料局食品産業振興課外食産業室
（03-3502-8267（直））〕